

風しん抗体検査・ 予防接種を 受けましょう

今まで風しん定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に、令和元年度から令和6年度までの6年間(令和4年度から3年間延長)、風しん抗体検査と予防接種を無料で受けることができます。

【対象者】

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
※対象者の方には、クーポン券を郵送しています。

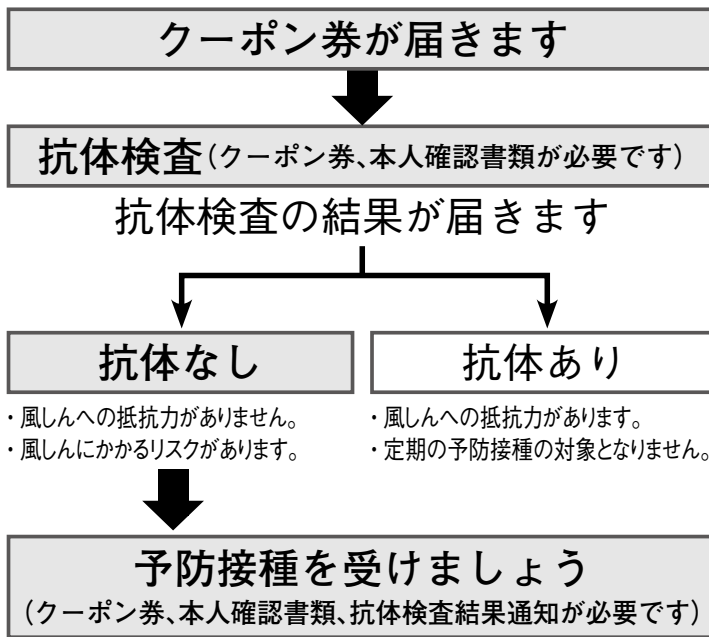
【実施期間】

令和7年3月31日まで
(但し休診日は除く)

【抗体検査・接種費用】
無料



～抗体検査・予防接種までの流れ～



抗体なし
・風しんへの抵抗力がありません。
・風しんにかかるリスクがあります。

抗体あり
・風しんへの抵抗力があります。
・定期の予防接種の対象となりません。

風しんの対策の詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

【実施場所】

・抗体検査

○受託医療機関(厚生労働省HPに掲載されています)
Pに掲載されています

○日高町集団健診(子育て福祉健康課にお申し込みください)

○事業所健診(勤務先にお問い合わせください)

・予防接種

○受託医療機関(厚生労働省HPに掲載されています)
Pに掲載されています

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課

(☎63・3801)

※医療機関で抗体検査や予防接種を受けられる方は、ご自分で予約をしてください。
※クーポン券を忘れた場合は受けることができませんので必ずご持参ください。

「地域カフェ」を開催します!

みなさんで、楽しい時間を過ごしませんか?

日時 令和4年9月16日(金) 13時30分～15時

場所 田杭集会所 (日高町阿尾1630番地)

参加費 100円

メニュー 「サンフルひだか」のパンの販売を予定しています。

対象 日高町内にお住まいの方

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため、マスクの持参をお願いします。消毒の徹底や会場内の換気、開催時間を短縮します。

【お問い合わせ】
いきいき長寿課
地域包括支援センター
(☎63・3807)

自立支援医療制度 (精神通院医療)

精神疾患のため通院して治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかります。そのような方々のために通院医療費の負担軽減を図る制度があります。申請してこの制度が適用されると、精神疾患に関する通院治療のうち医療保険適用分について、自己負担が原則1割に軽減されます。有効期間は1年間で、利用を継続するには再申請の手続きが必要です。

※世帯の所得や疾病等に応じて、自己負担上限額があります。また、一定所得以上の場合には、対象外となる場合があります。

■対象者

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神疾患(てんかんを含む)を有する方

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)など

■対象となる医療

精神通院医療・デイケア・訪問看護・薬代等も対象となります。但し、入院医療費は対象外となります。

■申請方法

次の書類を子育て福祉健康課へご提出ください。

- ・ 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ・ 自立支援医療診断書(精神通院)
- ・ 医療保険証(受診者および受診者と同じ世帯に属する方の名前が記載されている医療保険証)
- ・ 世帯の所得状況が確認できる書類(町民税課税・非課税証明書等)

【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課

(☎ 63・3801)

第6回 みんなで手話を覚えよう



手話を覚えるきっかけとして、手話単語を紹介します。
手話が身近な言語となるよう、皆さんも一緒にやってみましょう。

【こんにちは】

①右手の人差し指と中指の2本を額の高さまで上げます。(時計の針が12時を指しているイメージ)



②おじぎします。

